建通新聞
2004年2月13日
2面

負の遺産活用への一歩

～土壌汚染対策法施行から1年～

全4回の3

アースアプレイザル取締役　西田　道夫

「法の猶予対象」も調査を

土壌汚染対策法では、土壌汚染が（環境基準に適合しない）場合は指定区域に指定されて登録、公開される。調査が行われ汚染がない場合は記録に残らない。当然調査が行われていない場合は記録されない。つまり、調査を行って環境基準に適合している場合は、調査を行っていない場合と同じ扱いになってしまうと考えられる。

逆に考えると調査を行っていないことは環境基準に適合していることを確認して安心感を得るため、病気と同じになってしまい、調査を行うことはマイナスという印象になる。そうであってはならない。調査を行うことのプラスを明確にしなくてはならない。

人間は定期的に健康診断を受けている。何のためか。健康であることを確認して安心感を得るため、病気があれば早めの処置をして健康を取り戻すため、であろう。土壌汚染の調査も同じように考えることができる。日本では土壌汚染による健康被害は、砒素（ひそ）に汚染された地下水を飲用していた茨城県神栖町の事例以外の報告はない。それでは日本の土壌が健康（環境基準に適合している）かというと、決してそうではない。

土壌汚染対策法施行以後でも調査結果が報告された38件のうち、4件の指定区域がある（平成15年11月15日環境省発表）が、法第3条の対象となる373件のうち、半分以上の205件は調査が猶予されている。さらに71件は猶予の申請を行っている。日本では土壌汚染による健康被害は、砒素（ひそ）に汚染された地下水を飲用していた茨城県神栖町の事例以外の報告はない。それでは日本の土壌が健康（環境基準に適合している）かというと、決してそうではない。

健康診断を受ける状況になったにもかかわらず診断を受けていないのである。つまり、分らないままに置かれている。それは決して汚染がないということではない。38件の報告で4カ所が指定されているのであれば、猶予されている対象地でも30件近くの汚染（環境基準に適合しない）が隠されたままになっている可能性があるのである。

基準に適合しない（汚染の）場合は、直ちに浄化などの対策が必要とされるかというと、そうではない。ドイツ、オランダでは対策の実施については発動基準があり、これを超えている場合は対策が義務づけられる。発動基準値は物質によって環境基準値の3倍から30倍以上の幅がある。発動基準以下ではモニタリングが義務づけられている。日本でも1997年に環境庁（当時）により発動基準について検討したことがあった。

重要なことは、土壌汚染は全て浄化をするというのではなく、汚染の状況を把握し、それによるリスクを評価して、対応を検討するということである。

土壌汚染の調査は人間にとっての健康診断である。土壌汚染対策法における土壌汚染状況調査も健康診断を受けるべき状況になったのであるから、猶予される事例が7割以上であることは適正に法が施行されているとは考え難い、とは言い過ぎであろうか。

ロサンゼルス近郊の汚染現場。アメリカでは、土壌汚染に積極的に取り組むことが評価されており、隠れて浄化することはない

698-040213